

神奈川県内広域水道企業団

地球温暖化対策実行計画

神奈川県内広域水道企業団

## 目 次

	ページ
1 基本的事項	1
2 温室効果ガス総排出量の現況	2
3 取組の内容	2
4 実行計画の目標	6
5 実行計画の推進、点検及び評価	7
6 職員の研修	8
7 公表の手続	8
調査様式 1	9
調査様式 2	10
調査様式 3	11
参考資料 1	12
参考資料 2	15
参考資料 3	16

## 1 基本的事項

### (1) 実行計画の目的

地球温暖化の防止については、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書において、我が国は温室効果ガスの総排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の第1約束期間に、1990年（平成2年）レベルから6%削減することが定められた。

これを受けて、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体が、自らの事務及び事業活動にかかわる「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（以下「実行計画」という。）を策定することが義務付けられた。

また、平成13年1月に施行された「循環型社会形成推進基本法」では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動やライフスタイルを見直していくための行政、事業者及び国民の責務が定められ、各種リサイクル関連法も整備された。とりわけ平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」では、環境への負荷の少ない製品が市場に供給されるよう、国、地方公共団体が率先して購入をすすめていくことが求められている。

神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、省エネルギー対策などの温室効果ガスの排出の抑制等の取組により、地球温暖化対策の推進を図るとともに、すべての職員が、環境配慮の視点を持ちながら、事務及び事業を推進していくことを目的としこの実行計画を策定する。

### (2) 実行計画の期間等

実行計画の期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とする。また、目標の達成状況を踏まえ、適宜実行計画の見直しを行う。

なお、平成13年度を基準年として設定した。ただし、都市ガスの一部については平成16年度を基準年とする。

実行計画で用いる排出係数（温室効果ガスの排出量を算出するための係数）は、平成11年度のものとする。

### (3) 実行計画の対象範囲

実行計画の対象範囲は、企業団すべての組織・施設におけるすべての事務・事業とする。

## 2 温室効果ガス総排出量の現況

平成13年度における企業団の温室効果ガスの総排出量は、次のとおりであり、二酸化炭素換算後では69,133,558kg(69,134トン)であった。

なお、パーフルオロカーボン(PFC)の排出はなかった。

### (1) 活動区分別の各温室効果ガスの排出量

単位：kg

種類 活動区分	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )
電気の使用	63,168,198				
燃料の使用	5,790,735	119.59	0.61		
自動車の走行	68,115	3.70	7.19		
その他				0.19	4.237
合計	69,027,048	123.29	7.80	0.19	4.237

### (2) 二酸化炭素換算後の各温室効果ガスの排出量

単位：kg

合計	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	六ふっ化硫黄
69,133,558	69,027,048	2,589	2,419	245	101,257
100%	99.8459%	0.0037	0.0035%	0.0004%	0.1465%

上記の表は、各温室効果ガスの排出量に下表の地球温暖化係数(温室効果ガスの温室効果の度合いを、二酸化炭素を1として、その他のガスが単位重量当たりどの程度かを示すもの。)を乗じて得たもの。

温室効果ガス	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	六ふっ化硫黄
地球温暖化係数	1	21	310	1,300	23,900

### (3) 二酸化炭素換算エネルギー消費原単位(温室効果ガス総排出量÷総取水量)

温室効果ガス総排出量(kg)	総取水量(m <sup>3</sup> )	エネルギー消費原単位(kg/m <sup>3</sup> )
69,133,558	353,132,300	0.1958

## 3 取組の内容

温室効果ガス削減に向けて企業団をあげて取り組むべき事項について、事務及び事業の特性並びに今後の事業展開の動向などを考慮し、共通となる取組の内容を次のように定める。

## (1) 財やサービスの購入に関する取組

取組項目	取組内容	対象となる製品例
公用車	更新時に低公害の自動車を導入する。	ハイブリッド自動車等の低公害車又は7都 県市指定低公害車
グリーン購入	「環境に配慮した物品調達ガイド」に基づき購入する。	用紙、文具・事務用品、印刷物、衣料用品 等、衛生用紙、照明・家電製品等、什器、 OA機器
その他	詰め替え、再利用、長期利用が可能な製品を購入する。	液体石鹸

## (2) 財やサービスの使用に関する取組

取組項目	取組内容	取組の詳細
用紙類の使用	1 用紙類の使用量を削減する。	会議資料のページ数・部数を必要最小限にする。 会議での封筒の配布を控える。 資料の共有化を図り、個人所有の資料の削減を図る。 会議では、パソコンによるプレゼンテーションや投影機能付きプロジェクターを活用し、配布資料の削減を図る。 両面コピーの徹底を図る。 未使用裏面への印刷を行う。
	2 「再生紙使用」等の表示をする。	再生紙の使用促進のため印刷物等に「再生紙使用」等の表示をする。
	3 使用量を把握し、適正管理を行う。	印刷物、コピー用紙の使用量を報告する。
水の使用	1 水使用量を削減する。	日常的に洗面所や給湯室における節水を励行する。 公用車の洗車回数の削減やバケツ利用による洗車に努める。
	2 使用量を把握し、適正管理を行う。	水道の使用量を報告する。
電気の使用	1 電気使用量を削減する。	企業団各施設での電気使用量を削減する。 昼休みの照明を必要最小限にする。 残業時には照明を必要な部分のみとする。 照明機器の定期的な清掃を行う。

		<p>○ A機器の電源切断をこまめに行う。</p> <p>○ A機器の節電・待機モードを積極的に利用する。</p> <p>空調の温度設定に当たりエネルギー管理標準を遵守する。</p> <p>空調使用時には、窓・出入口の開放禁止を徹底するとともに、ブラインド・カーテンの利用を工夫する。</p> <p>未使用時には暖房便座の蓋を閉める。</p>
	2 使用量を把握し、適正管理を行う。	電気の使用量を報告する。
公用車燃料(ガソリン・軽油)の使用	1 燃料使用量を削減する。	出張に際しては、公共交通機関の利用に努める。
		同一方面へ出張に際しては相乗りを努める等公用車の効率的利用を図る。
		アイドリングストップの励行・不要物の不積載・急発進急加速の抑制等の経済運転に努める。
	2 使用量を把握し、適正管理を行う。	燃料の使用量と公用車の走行距離を報告する。
その他燃料の使用	1 A重油・灯油・軽油・都市ガス・LPG使用量を削減する。	企業団各施設でのA重油・灯油・軽油・都市ガス・LPG使用量を削減する。
	2 使用量を把握し、適正管理を行う。	燃料の使用量を報告する。
その他	1 製品の修繕に努める。	
	2 事務用品を再利用する。	使用済封筒、クロス表紙、ファイリングフォルダー

(3) 廃棄に当たっての取組

取組項目	取組内容	取組の詳細
減量化	廃棄する用紙類を減量する。	<p>会議資料のページ数・部数を必要最小限にする。</p> <p>会議での封筒の配布を控える。</p> <p>資料の共有化を図り、個人所有の資料の削</p>

		減を図る。 会議では、パソコンによるプレゼンテーションや投影機能付きプロジェクターを活用し、配布資料の削減を図る。 両面コピーの徹底を図る。 未使用裏面への印刷を行う。
資源化、リサイクル	用紙類の資源化を図る。	用紙類の分別を行い、リサイクルに回すように努める。
その他	代替フロン回収を行う。	冷蔵庫、カーエアコンの廃棄の際には、引取業者に代替フロンの回収を確認する。

(4) 建築物の建築、管理等に当たっての取組(設計・施工段階)

取組項目	取組内容	取組の詳細
緑化	敷地内や屋上の緑化を検討する。	
温室効果ガスの排出の少ない設備の導入	1 エネルギー効率の良い(温室効果ガスの排出の少ない)設備の導入・更新を図る。	
	2 工事用車両からの温室効果ガスの排出抑制を検討する。	資材運搬車両の台数・運転時間・運搬ルート等の運行方法を事前検討する。
省エネルギー	1 自然エネルギーの活用を検討する。	屋外時計等に太陽光発電の導入を検討する。 自然光に配慮した照明機器の配置を図る。
	2 断熱性の向上を検討する。	外気の流入・遮断が可能な建具の採用を図る。 複層ガラス、熱反射ガラスの採用を図る。
	3 省エネルギー型建築設備の導入を検討する。	省エネルギー型照明機器、省エネルギー型空調設備の採用を図る。
温室効果ガスの低減に資する素材の選択	1 環境負荷の少ない型枠の利用を検討する。	合板型枠の効率的・合理的利用や鋼板型枠の使用を図るとともに型枠を使用しない工法の採用を検討する。
	2 再生資材の利用を検討する。	建築解体物再生品等の再生資材の利用を図る。
	3 建築副産物の有効利用を検討する。	

廃棄物の減量	建設副産物の発生抑制を検討する。	設備のユニット化等により建設副産物の発生を抑制を図る。
--------	------------------	-----------------------------

(5) 建築物の建築、管理等に当たっての取組(管理段階)

取組項目	取組内容	取組の詳細
緑化	緑化の推進と適正管理に努める。	
設備の適正管理	空調設備の適正管理を行う。	空調設備の適正な保守を行うとともに温度設定に当たりエネルギー管理標準を遵守する。 代替フロン使用機器の漏洩チェックを行う。

(6) 建築物の建築、管理等に当たっての取組(修理・解体段階)

取組項目	取組内容	取組の詳細
廃棄物の減量	1 建設廃棄物の処理状況の確認を行う。	
	2 請負業者へ廃棄物の分別排出の徹底を指示する。	分別回収を行うことにより建設廃棄物の再資源化を図る。
その他	代替フロンの回収等の徹底を図る。	修理時、廃棄時の代替フロンの回収、再利用、破壊を適正に行う。

#### 4 実行計画の目標

(1) 活動区分ごとの実行計画期間における削減目標

- ア 事務活動に係わる電気の総使用量を平成13年度比2.5%削減する。
- イ 事務活動に係わる水道の総使用量を平成13年度比2.5%削減する。
- ウ 印刷物の数量を平成13年度比5%削減する。
- エ コピー用紙の使用量を平成13年度比5%削減する。
- オ 三ツ境庁舎における都市ガスの使用量を平成16年度比5%削減する。
- カ 公用車の走行距離及び燃料使用量を平成13年度比5%削減する。
- キ 排水(排砂)処理施設(西長沢浄水場を除く。)における電気の使用量を平成13年度比3%削減する。
- ク ハイドロフルオロカーボン(HFC)を使用した機器を廃棄する際は、適正に処理しHFCの排出を防止する。
- ケ 六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)を封入した電気機器を廃棄する際は、適正に処理しSF<sub>6</sub>の排出を



防止する。

コ 地球温暖化対策の推進に関する法律に定める特定排出者等は、エネルギー消費原単位電力量を平成13年度比0.75%削減する。

(2) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

平成19年度における温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算エネルギー消費原単位）を平成13年度比0.8%以上削減する。

5 実行計画の推進、点検及び評価

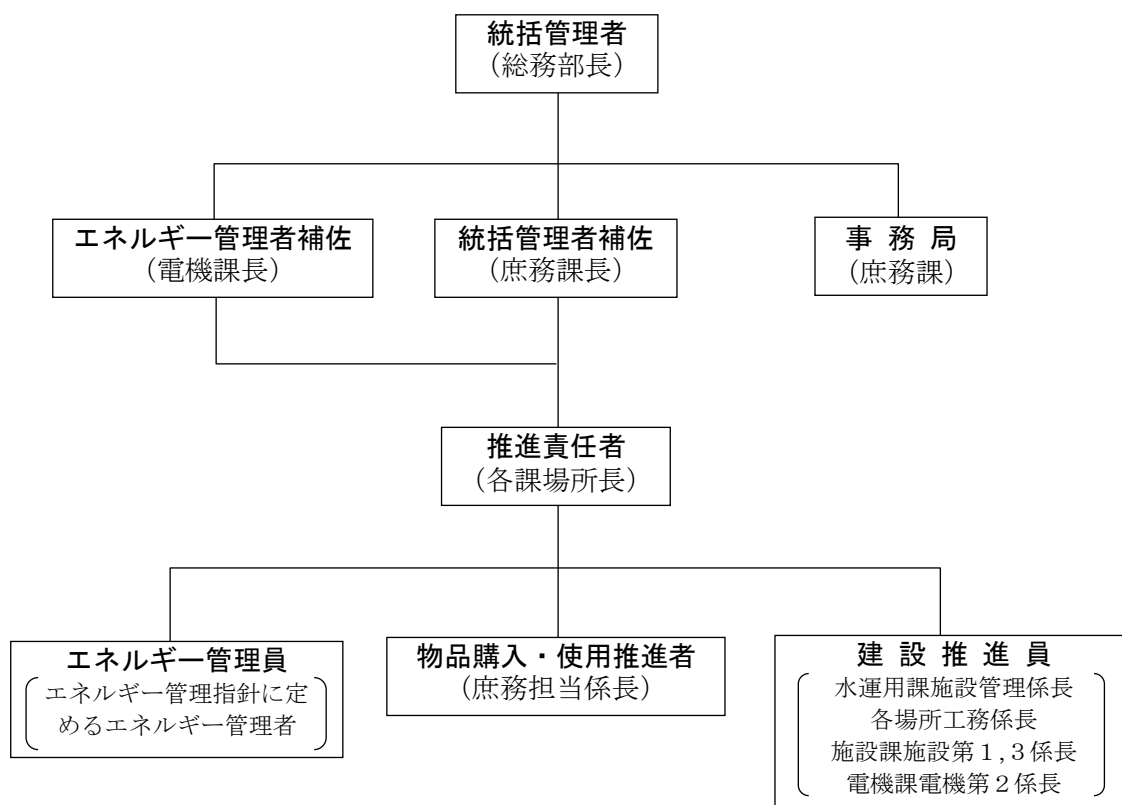
実行計画の円滑な推進に努めるとともに、実行計画に掲げた取組が適正に行われ、目標が達成されているかどうか実施状況の点検を行う。そのための推進・点検体制を整える。

また、地球温暖化対策の取組の効果を測定するため、企業団の事務及び事業活動にかかわる温室効果ガスの排出状況について、毎年調査を行い、その結果に基づき評価を行う。

(1) 推進・点検体制

「地球温暖化対策推進チーム」を設けることとし、その組織及び業務分担は、次のとおりとする。

ア 組織



## イ 業務分担

- (ア) 統括管理者は、総務部長をもって充て、実行計画を統括する。
- (イ) 統括管理者補佐は、庶務課長をもって充て、統括管理者を補佐し、推進責任者に対する助言・指導を行う。
- (ウ) エネルギー管理者補佐は、エネルギー管理指針に定めるエネルギー管理者補佐である電機課長をもって充て、実行計画のうちエネルギー管理の事項について統括管理者を補佐し、推進責任者に対する助言・指導を行う。
- (エ) 推進責任者は、各課場所の長をもって充て、各種の取組を推進する。
- (オ) エネルギー管理員を各事業所に置き、エネルギー管理指針に定めるエネルギー管理員をもって充て、全てのエネルギーに対し、計測・記録・管理・保守を行う。
- (カ) 物品購入・使用推進員は、各課場所の庶務担当係長をもって充て、財やサービスの購入、使用及び廃棄に関する取組を推進する。
- (キ) 建設推進員は、水運用課施設管理係長、西長沢浄水場工務係長、相模原浄水場工務係長、伊勢原浄水場工務係長、綾瀬浄水場工務係長、飯泉取水管理事務所工務係長、社家取水管理事務所工務係長、施設課施設第1係長、施設第3係長並びに電機課電機第2係長をもって充て、建築物の建築、管理等に当たっての取組を推進する。
- (ク) 事務局を庶務課に置き、実行計画の推進及び目標の管理、連絡調整を行う。

## (2) 点検及び評価

実行計画の実施状況の点検は、調査様式1から調査様式3までの様式を用いて行うものとし、毎年その結果を「地球温暖化対策推進チーム」が評価して評価書を作成するものとする。なお、必要に応じて実行計画の見直しを行い、企業長に提言する。

## 6 職員の研修

統括管理者は、職員に対し地球温暖化対策に関する研修を計画的に行い、環境問題に対する自覚と取組に必要な教育を実施する。また、刊行物等により情報を提供し、職員の意識の向上を図るものとする。

## 7 公表の手続

実行計画及び評価書は、三ツ境庁舎掲示板への掲示及び企業団ホームページへの掲載により公表する。

所 属 \_\_\_\_\_

CO <sub>2</sub> ・CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O についての調査票					
活 動 区 分		調 査 項 目	単 位	活 動 量	
電 気	一般電気事業者から供給された電気の使用に伴う温室効果ガスの排出		使用電気量	kWh	
	非常用発電機(定置式)における燃料使用に伴う温室効果ガスの排出 (種別： )		灯油	ℓ	
燃 料			軽油	ℓ	
			A重油	ℓ	
	ガス機関又はガソリン機関(定置式)における燃料使用に伴う温室効果ガスの排出		灯油	ℓ	
			A重油	ℓ	
			都市ガス	m <sup>3</sup>	
	排水処理における燃料使用に伴う温室効果ガスの排出		灯油	ℓ	
			都市ガス	m <sup>3</sup>	
	自動車 の走行 に伴う 温室 効果 ガス の 排 出	自動車 の走行 距離	ガソリンを燃料とする普通・小型乗用車		km
			ガソリンを燃料とする普通貨物車		km
			ガソリンを燃料とする小型貨物車		km
			軽油を燃料とする普通貨物車		km
			軽油を燃料とする小型貨物車		km
			自動車 の走行 に使用 した燃 料の 使用 量		自動車 の走行 に使用 したガ ソリン の量
				自動車 の走行 に使用 した軽 油の 量	ℓ
その他の燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出		ガソリン		ℓ	
		灯油		ℓ	
		軽油		ℓ	
		A重油		ℓ	
		LPG (液化石油ガス)		kg	
		都市ガス	m <sup>3</sup>		

所属 \_\_\_\_\_

HFC・SF <sub>6</sub> についての調査票				
活動行為		フロンガス等の種別	単位	活動量
冷 媒	HFCが封入された製品(カーエアコンを除く)の使用に伴うHFCの排出(漏洩事故の場合のみの封入量)	HFC-134a	kg	
		HFC-	kg	
	HFCが封入された製品(カーエアコンを除く)の廃棄に伴うHFCの排出(封入量)	HFC-134a	kg	
		HFC-	kg	
	HFCが封入されたカーエアコンの使用に伴うHFCの排出(台数)	HFC-134a	台	
		HFC-	台	
HFCが封入されたカーエアコンの廃棄に伴うHFCの排出(封入量)	HFC-134a	kg		
	HFC-	kg		
S F 6	SF <sub>6</sub> が封入された製品の使用に伴うSF <sub>6</sub> の排出(封入量)	SF <sub>6</sub>	kg	
	SF <sub>6</sub> が封入された製品の点検に伴うSF <sub>6</sub> の排出(封入量)	SF <sub>6</sub>	kg	
	SF <sub>6</sub> が封入された製品の廃棄に伴うSF <sub>6</sub> の排出(封入量)	SF <sub>6</sub>	kg	

所属 \_\_\_\_\_

調査項目		単位	数量
印刷用紙の総枚数 (用紙のサイズにかかわらず、全ての印刷物について合計する)		枚	
コピー用紙の使用総枚数 (用紙のサイズ不明の場合は、A4判として記入する)	A1判	枚	
	A3判	枚	
	A4判	枚	
水の総使用量	上水道	m <sup>3</sup>	
	下水道	m <sup>3</sup>	
		計	m <sup>3</sup>
各施設電力 の総使用量		kWh	
		kWh	
		kWh	
		kWh	
		kWh	
		kWh	
		計	kWh

## (1) 用紙

品名	環境配慮仕様
複写機用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率100%</li> <li>・白色度70%程度</li> </ul>
OA用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙配合率70%以上</li> <li>・白色度70%程度</li> </ul>

## (2) 文具・事務用品

品名	環境配慮仕様
インデックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベルの古紙配合率100%</li> <li>・ラベルの白色度70%程度</li> <li>・可溶性粘着材を使用</li> <li>・はく離紙に再生紙を使用</li> <li>・はく離紙に樹脂ラミネート加工をしていないこと</li> </ul>
鉛筆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軸に再生紙又は余材・廃材木材を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
クラフトテープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体に再生紙を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
クリアケース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生PET樹脂使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
クロス表紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙芯材板紙の古紙配合率100%</li> </ul>
蛍光ペン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軸等に再生樹脂を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
サインペン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体に再生樹脂を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
ボールペン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軸等に再生樹脂を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
シャープペンシル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軸等に再生樹脂を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
シャープペンシル替芯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースに再生樹脂使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
水性マーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軸等に再生樹脂を使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
スタンプ台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体ケースに再生樹脂使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
ステープラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カバー部分に再生樹脂使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
セロハンテープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セロハンに木材パルプ使用</li> <li>・粘着材に天然ゴム又は天然樹脂使用</li> <li>・巻心の古紙配合率100%</li> </ul>
テープカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収・リサイクルシステムが確立されていること</li> </ul>
トナーカートリッジ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収・リサイクルシステムが確立されていること</li> </ul>
朱肉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体ケースに再生樹脂使用又はエコマーク認定商品</li> </ul>
糊ステック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器部分に再生樹脂使用、又はエコマーク認定商品</li> </ul>

はさみ	・ 分別廃棄可能な物
バインダー	・ 表紙芯材板紙の古紙配合率100%
封筒	・ 古紙配合率100% ・ 白色度70%程度
Z式ファイル	・ 古紙配合率70%以上又はエコマーク認定商品
パイプ式ファイル	・ 古紙配合率70%以上 ・ 留具がオレフィン系樹脂を使用
フラットファイル	・ 古紙配合率100% ・ 留具がオレフィン系樹脂を使用
個別フォルダー	・ 古紙配合率100%
付せん	・ 古紙配合率100%
ワープロ用ラベル	・ はく離紙に樹脂ラミネート加工をしていないこと
文書保存箱	・ 古紙配合率80%以上

(3) 印刷物

品 名	環 境 配 慮 仕 様
パンフレット類	・ 古紙配合率70%以上
ポスター類	・ 古紙配合率70%以上
ちらし類(色紙質紙等)	・ 古紙配合率50%以上
ちらし類(その他)	・ 古紙配合率70%以上
その他	・ 古紙配合率50%以上
報告書類	・ 本文・表紙とも古紙配合率50%以上 ・ 本文の白色度70%程度
印刷インキ	・ 石油系溶剤を含まないもの

(4) 衣料用品等

品 名	環 境 配 慮 仕 様
貸与被服	・ 再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用、又は回収・リサイクルシステムが確立されていること
その他繊維製品 (作業用手袋、テント等)	・ 本体に再生材料を使用又はエコマーク認定商品

## (5) 衛生用紙

品名	環境配慮仕様
トイレットペーパー	・古紙配合率100%
ティッシュペーパー	・古紙配合率100%

## (6) 照明・家電製品等

品名	環境配慮仕様
蛍光灯	・省電力型

## (7) 什器(オフィス家具)

品名	環境配慮仕様
回転椅子	・分別廃棄可能、又は、再生材を使用

## (8) OA機器

品名	環境配慮仕様
コピー機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースター計画基準に適合していること</li> <li>・感光体ドラムにセレンを使用してる場合、適切に回収・リサイクルされること</li> <li>・廃棄時に、部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいような設計がされていること</li> </ul>
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースター計画基準に適合していること</li> <li>・廃棄時に、部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいような設計がされていること</li> </ul>
ファクシミリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースター計画基準に適合していること</li> <li>・感光体ドラムにセレンを使用してる場合、適切に回収・リサイクルされること</li> <li>・廃棄時に、部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいような設計がされていること</li> </ul>
プリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際エネルギースター計画基準に適合していること</li> <li>・感光体ドラムにセレンを使用してる場合、適切に回収・リサイクルされること</li> <li>・廃棄時に、部品の再利用や素材のリサイクルがしやすいような設計がされていること</li> </ul>



環境負荷の少ない商品を第三者機関が認証・推奨する環境ラベル等としては、主に以下の4つがあげられる。参考資料1に定める環境に配慮した物品調達ガイドへの適合性の判断指標にする。



#### グリーンマーク

古紙を利用した製品に表示されるもので、原則として古紙を40%以上利用してつくられていることが基準となる。

[実施主体：(財)古紙再生促進センター]



PETボトル  
再用品

#### PETボトル再用品マーク

(財)日本容器包装リサイクル協会が再商品化したPETボトル再生フレークまたはペレットが25%以上原料として使用された商品につけられるもの。

[実施主体：PETボトルリサイクル協議会]



#### 国際エネルギースターロゴ

日米政府の相互認証のもとにOA機器を対象に定められた省エネ基準をクリアした製品につけられるもの。

[実施主体：経済産業省及び(財)省エネルギーセンター]



#### エコマーク

製造・使用・廃棄に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるもの。商品類型別に認定基準が定められている。

[実施主体：(財)日本環境協会]

## 平成 1 1 年度排出係数

活動区分	調査項目	単位	排出係数(kg)				
			CO <sub>2</sub>	CH <sub>4</sub>	N <sub>2</sub> O	HFC	SF <sub>6</sub>
電気	使用電気量	kWh	0.357				
ディーゼル機関	A重油	ℓ	2.77		0.000062		
	軽油	ℓ	2.64		0.000062		
ガスタービン	灯油	ℓ	2.51		0.000001		
ガス機関(空調)	都市ガス	m <sup>3</sup>	2.15	0.0077	0.000027		
自動車の走行距離	ガソリン・普通乗用車	km		0.000012	0.000029		
〃	ガソリン・小型貨物車	km		0.000035	0.000027		
〃	ガソリン・普通貨物車	km		0.000035	0.000039		
〃	軽油・普通貨物車	km		0.000014	0.000025		
自動車の燃料	ガソリンの量	ℓ	2.31				
〃	軽油の量	ℓ	2.64				
その他の燃料	ガソリン	ℓ	2.31				
〃	灯油	ℓ	2.51				
〃	軽油	ℓ	2.64				
〃	L P G	kg	3.02				
〃	都市ガス	m <sup>3</sup>	2.15				
HFC	カーエアコンの排出	台				0.0033	
HFC	製品の廃棄	kg				0.015	
SF <sub>6</sub>	製品の使用	kg					0.001